

戸建木造住宅の耐震建替工事・住替えを行う方へ

都城市と住宅金融支援機構が連携

ご自宅の耐震化を支援します!

(住宅取得の際に、地方公共団体の補助金を利用する場合、
【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。)

都城市

補助金交付

- 都城市木造住宅耐震診断・耐震改修・住替え等事業補助金

除却工事費用の100分の23以内

最大 **34.5**万円*

建替工事費用の100分の23以内

最大 **38**万円*

※詳しい内容は都城市ホームページをご確認ください。

連携

【フラット35】 地域連携型

住宅ローン 金利引下げ

金利引下げ幅

【フラット35】の借入金利から

年▲**0.25**%

期間 当初**5**年間

※【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。
 ※【フラット35】地域連携型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。
 ※【フラット35】地域連携型は、【フラット35】S等と併用することができます。
 ※【フラット35】のご利用には条件があり、審査結果についてお客さまのご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。
 ※【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

フラット35 地域連携型

検索

【フラット35】を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」については、
【フラット35】ウェブサイト (<https://www.flat35.com>) でご確認ください

補助事業の主な要件

対象工事の要件

次のすべての項目に該当すること

- 1 耐震診断の結果、倒壊する可能性がある建築物と判断された住宅の除却・建替工事であること。
- 2 住替えの場合は除却工事の実施後、昭和56年6月1日以降に着工された住宅、耐震診断の結果評点が1.0以上の住宅、又は耐震改修工事を行った住宅のいずれかに居住すること。
- 3 建替工事の場合、建替前の木造住宅と同じ敷地で建替を行うこと。

対象者の要件

住宅の所有者で市税を滞納していない方。

除却または建替前の住宅の要件

次のすべての項目に該当すること

- 1 都城市内にある旧耐震基準木造住宅。
- 2 空き家ではないこと。
- 3 戸建専用住宅又は戸建併用住宅
(延べ面積の2分の1を超える部分が住宅の用途に供されているものに限る。)
- 4 2階建てまでのもの。
- 5 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法のいずれかによって建てられたもの。

※その他の要件等詳細については、都城市ホームページをご確認ください。



【フラット35】の金利引下げをご利用いただくには…

追加要件なし（補助金を交付される全ての方が対象です）

- ※借入れ対象となる住宅は住宅金融支援機構が定めた技術基準や床面積等の基準に適合することが必要です。
- ※各基準の詳細は、フラット35のウェブサイト(www.flat35.com)をご確認ください。
- ※【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、都城市から【フラット35】地域連携型利用対象証明書の交付を受け、ローン契約前に金融機関に提出する必要があります。



【フラット35】地域連携型をご利用いただけます。

- ※【フラット35】を利用する場合の「手続き」や「返済額の軽減効果」については、**表面記載の「住宅金融支援機構 九州支店地域連携グループ」へお問合せください。**

都城市木造住宅耐震診断・耐震改修・住替え等事業補助金について

詳しくは、都城市へお問合せください。

都城市 土木部 建築対策課 **TEL.0986-23-2585**



(令和3年7月現在)